

# ♥・♥・♥・♥・♥ 心の健康相談のお知らせ ♥・♥・♥・♥・♥

心の病気では  
ないかと  
悩んでいる

子どもが  
学校へ  
行けない

お年寄りの  
物忘れが  
ひどくなってきた

家族が酒を  
のんで  
暴力をふるう

ひとりで  
悩んで  
いませんか？

夜、眠られずに  
困っている

このような悩みに専門医（精神科医）が相談  
に応じます。料金はかかりません。  
相談はご本人でもご家族でもかまいません。

相談は個別に行います  
ので、プライバシーは  
厳守されます。

※不明な点は気軽に  
お問い合わせください。

申込締切  
**6月17日**

- とき 平成16年6月21日(月)  
午後1:30～3:30(予約制)
- ところ 幌延町保健センターYOU優
- 申し込みの方は後日時間調整をさせてもらいます。
- 申込先 幌延町保健センター保健指導係  
(☎5-1790) または留萌保健福祉  
事務所天塩支所(☎2-1179)  
※どちらに申し込みてもかまいません。

## 児童手当制度について

### ●児童手当制度の目的

児童手当制度とは、児童を養育  
している方に手当を支給すること  
により家庭における生活の安定に  
寄与するとともに、次代の社会を  
担う児童の健全な育成及び資質の  
向上に資することを目的としてい  
ます。

### ▼支給額 第1子及び第2子

5,000円(月額)

第3子以降

10,000円(月額)  
原則として、毎年2  
月、6月、10月に、  
それぞれ前4カ月分  
が支払われます。

### ▼支払時期

支給対象児童が増えたとき…

現に児童手当を受給されている  
方で、あらたに支給対象児童が増  
えた場合(新生児誕生等)は、額改  
定認定請求書を提出しなければ増  
額されませんのでご注意ください。

- ・所得証明書  
(その年の1月1日現在、幌  
延町に住所がなかつた場合)
- ・振込先の口座番号が分かるもの  
・印鑑



支給対象者のみなさま！  
毎年6月末まで  
現況届を忘れずに…

児童手当を受給するためには、  
認定請求書を、役場町民課福祉住  
民係に提出する必要があります。  
原則として、請求のあつた翌月か  
ら手当が支給されます。

- ▼児童手当を受給するために…
- 児童手当を受給するためには、  
認定請求書を、役場町民課福祉住  
民係に提出する必要があります。  
原則として、請求のあつた翌月か  
ら手当が支給されます。
- ▼申請する際の必要書類
- ・年金手帳
- ・申請する際の必要書類  
(申請者が厚生年金加入者等  
健康保険被保険者証等の写し)

### [お問い合わせ]

役場町民課福祉住民係

☎5-11111 (内線158)